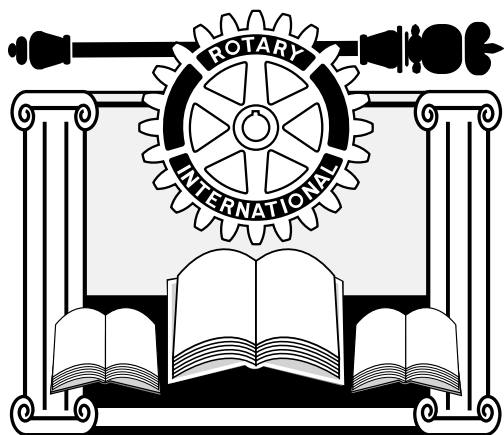


決定報告書

国際ロータリー
2013年規定審議会



規定審議会

2013年4月21～26日
米国イリノイ州、シカゴ

ROTARY INTERNATIONAL®

国際ロータリー2013年規定審議会 決定報告書

ロータリアン各位

国際ロータリーの規定審議会は、2013年4月21日～26日に、米国イリノイ州シカゴにて開催されました。RI細則第8.140.2項の手続きに基づき、採択された59件の立法案を含め、審議会による決定をここにご報告いたします。

審議会では、計173件の立法案が審議されました。この中には142件の制定案(RIの組織規定を改正する立法案)と31件の決議案(RIの組織規定の改正を求めない立法案)がありました。これらのうち、審議会は53件の制定案および6件の決議案を採択しました。審議会は8件の立法案を、理事会による今後の検討に委ねました。審議会では81件の立法案が否決され、52件の立法案が撤回されたか、もしくは撤回されたとみなされました。採択された59件の立法案のうち、44件は提案された通りに審議会によって採択されましたが、15件は修正の上採択されました。修正されて採択された立法案は、報告書に番号の上に*印を付けて記載されています。修正によって必要が生じた場合には、修正案の意図を正確に表すよう、立法案の表題にも変更が加えられています。

本報告書に記載された立法案の書式は、規定審議会に提出された形を取っています。現行の組織規定への変更がある場合、新しい言文には下線を引き、削除する原文には抹消の線が引いてあります。

これらの立法案をお読みになる際には、各立法案は採択された通りに、個別のものとお考えいただくようお願い申し上げます。採択された各制定案は、現行の組織規定を改正してそれぞれの目的に合うよう起草されています。文書の同じ箇所の変更を求める案件が2件以上ある場合、重複および相関するすべての変更は、2013年「手続要覧」を作成する際に加えられます。

本報告書の末尾に「立法案反対表明書式」が収められています。RI細則第8.140.3項に準拠し、クラブは採択された制定案あるいは決議案のいずれに対しても、本書式を用いて反対を表明することができます。漏れなく記入された書式は、2013年8月23日までにエバンストンのRI世界本部に必着しなければなりません。審議会が採択した立法案について、この期日までに必要数の反対票が提出された場合、その立法案は一時保留とみなされます。一時保留とされてから1カ月以内に投票用紙が用意され、各クラブに配布されます。この投票は、一時保留とされた立法案について審議会決定が支持されるべきかどうかを問うものです。投票はRI細則8.140.5、8.140.6、8.140.7の各規定に則って実施されます。投票の結果に基づき、一時保留の立法案が無効となるかまたは復権するかが決まります。

各クラブは、審議会の決定のいずれかに反対する場合にのみ、本報告書の巻末の書式に記入し、ご返送くださるようお願いいたします。クラブが2013年規定審議会の決定に反対しない場合には、何も提出する必要はありません。

John Hewko

ジョン・ヒューコ
事務総長

決定報告書 目次

<u>審議会番号</u>	<u>表題</u>	<u>頁</u>
13-01	クラブ報告の規定を改正する件	1
13-02	クラブ幹事を理事会のメンバーとするよう規定する件.....	1
13-03	クラブ役員に関する規定を改正する件.....	1
13-06	クラブ会長の資格要件を改正する件	2
13-08	元クラブ会員の2度目の入会金を免除する件	3
13-12*	出席規定に奉仕の要件を含めるよう改正する件.....	3
13-14	欠席の規定を改正する件.....	4
13-22	出席規定の免除の規定を改正する件.....	5
13-23	出席規定の免除の規定を改正する件.....	5
13-27*	RI 役員の欠席に関する規定を改正する件	5
13-28	出席記録の算出に関する規定を改正する件	6
13-32*	衛星クラブについて規定する件	6
13-43*	仕事をしたことがない人または仕事を中断している人を正会員として..... 認める件	11
13-48	会員の終結に関する規定を改正する件.....	11
13-49	移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件.....	12
13-51*	移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件.....	13
13-52*	移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件.....	14
13-53	名誉会員が RI 徽章を着用するのを認める件	14

修正されて採択された立法案には、審議会番号の後に「*」がついています。

13-54	各地区におけるEクラブの制限数をなくす件	15
13-58*	「地区協議会」という言葉を「地区研修・協議会」(仮訳)に変更する件	16
13-62	地区大会の投票手続を改正する件	19
13-69	第五奉仕部門を改正する件.....	19
13-71	ロータリー財団管理委員の空席を充填する件	20
13-76*	会長指名委員会委員の資格要件を改正する件	21
13-81*	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	21
13-86	ガバナーの任務を改正する件.....	22
13-90*	「ガバナー・ノミニー・デジグネート(governor-designate designate)」の..... 肩書を新設する件	23
13-93	郵便投票に関する手続き規定を改正する件.....	23
13-95	地区大会におけるガバナー選挙の規定を改正する件	24
13-98*	対抗候補者の支持に関する規定を改正する件	24
13-100*	ガバナーの空席に関する規定を改正する件	25
13-101	地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を	25
	改正する件	
13-102*	選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件.....	26
13-103	試験的プロジェクトに参加できるクラブの数を200から1,000に増やす件.....	26
13-104	Eクラブの所在地域に関する規定を改正する件	27
13-106*	然るべき理由がある場合のクラブの懲戒に関する規定を改正する件	27
13-109	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	28
13-111	新しい地区を援助する手続を規定する件	28
13-112	運営審査委員会の責務内容を改正する件.....	29
13-113*	RI長期計画委員会の責務内容を改正する件	30

13-114	RI 戦略計画の監督を含めるために理事会の権限に関する規定を 改正する件	30
13-119	印刷されたロータリー雑誌を受け取るか、インターネットを通じて 受信するかを選択肢を、米国およびカナダ以外の国のクラブに与える件	31
13-120	旅行経費の支払いに関する方針を RI 細則から削除する件	32
13-126	人頭分担金を増額する件	32
13-128	各クラブが支払う半期人頭分担金の最低額をなくす件	33
13-130	自然災害のため人頭分担金支払いを減免または猶予する件	34
13-134	RIBI の納入する人頭分担金を改定し、RI の使途不指定の純資産への RIBI の拠出を廃止する件	34
13-136	RI の地域大会に関する規定を削除する件	35
13-138	地区決議会合を含めるためにクラブ提出の立法案の地区による承認と 地区大会での投票について改正する件	36
13-141	欠陥のある立法案の定義を改正する件	38
13-149	審議会代表議員の指名手続を改正する件	38
13-150	審議会代表議員の選出手続を改正する件	39
13-153	新しい種類の会員(準会員)の導入を提案するための立法案を次回の 規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件	39
13-157	ロータリーの綱領の第 2 項に掲げる職業に関する既定を真摯に受け止め、 ロータリアンの職業奉仕の指針として奨励するよう RI 理事会に要請する件	40
13-166	国際奉仕の分野に平和と紛争解決の活動を加えることを検討するよう RI 理事会に要請する件	40
13-167	RI 新世代奉仕デーを設立することを検討するよう RI 理事会に要請する件	41
13-168	ロータリー・リーダーシップ研究会を(RLI)を、RI 傘下の組織または RI の 常設プログラムとして指定することを検討するよう、RI 理事会に要請する件	41

13-183	補助金の受領資格に関する指針の改正を検討するよう管理委員会に 要請する件	42
13-200	一般剰余金の目標額の計算を改正する件	43
	採択立法案 投票数一覧表	44
	立法案 反対表明書式	45

採択制定案 13-01

クラブ報告の規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 237 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.020. クラブ報告

毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に各クラブは、同日におけるそのクラブの会員数を理事会に証明しなければならない。この証明書はクラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総長に送付されなければならない。証明されたクラブ報告は、クラブ会員に配布されるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-02

クラブ幹事を理事会のメンバーとするよう規定する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 253 ページ)。

第 10 条 理事および役員

第 4 節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、1 名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、および副会長、および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また、~~幹事、~~会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよい。

(本文終わり)

採択制定案 13-03

クラブ役員に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 253 ページ)。

第10条 理事および役員

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、および副会長(任命された場合)は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計、および会場監督(任命された場合)は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよいとすることができる。

(本文終わり)

採択制定案 13-06

クラブ会長の資格要件を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第253ページ)。

第10条 理事および役員

第5節 — 役員選挙。

(c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、当クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-08

元クラブ会員の2度目の入会金を免除する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、253 ページ)。

第 11 条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第 7 条第 4 節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、あるいは他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2 度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前 2 年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-12*

出席規定に奉仕の要件を含めるよう改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する。

第 9 条(手続要覧、第 251 ページ)。

第 9 条 出席

(第 1 節の序文の段落のいずれかを選択する)

第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

第 12 条(手続要覧、第 254 ページ)

第 12 条 会員身分の存続

第 4 節 — 終結 - 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも 12 時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に開かれた、本クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない (RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。

(本文終わり)

採択制定案 13-14

欠席の規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 254 ページ)。

第 12 条 会員身分の存続

第 4 節 — 終結 - 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも 50 パーセントに達していなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席しなければならない (RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

(本文終わり)

採択制定案 13-22

出席規定の免除の規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 252 ページ)。

第 9 条 出席

第 3 節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由から 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-23

出席規定の免除の規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 252 ページ)。

第 9 条 出席

第 3 節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (b) ~~年齢が 65 歳以上の会員で、かつ、~~一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

(本文終わり)

採択制定案 13-27*

RI 役員 of 欠席に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 252 ページ)。

第9条 出席

第4節 — RI 役員の欠席。 会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-28

出席記録の算出に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 252 ページ)。

第9条 出席

第5節 — 出席の記録。 本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。 本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-32*

衛星クラブについて規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第1条(手続要覧、第 185 ページ)

第1条 定義

本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会: 国際ロータリー理事会
2. クラブ: ロータリー・クラブ
3. 組織規定: 国際ロータリー定款・細則と標準ロータリー・クラブ定款
4. Eクラブ: 電子的な通信手段を通じて会合するロータリー・クラブ
5. ガバナー: ロータリー地区のガバナー
6. 会員: 名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
7. RI: 国際ロータリー

8. RIBI: グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという
管理上の地域単位
9. 衛星クラブ: 潜在的クラブ。その会員は、スポンサー・クラブの会員でもある。
- 9-10. 年度: 7月1日に始まる12カ月間

第4条(手続要覧、第188～189ページ)

第4条 クラブの会員身分

4.040. 二重会員

当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

4.100. 他クラブへの出席

各会員は、いつでも他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席する特典を持つものとする。ただし、以前に当該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブを除く。さらに、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する。

第1条(手続要覧、第247ページ)

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会: 本クラブの理事会
 2. 細則: 本クラブの細則
 3. 理事: 本クラブの理事会メンバー
 4. 会員: 名誉会員以外の本クラブ会員
 5. RI: 国際ロータリー
 6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
(該当する場合):
- ~~6-7.~~ 年度: 7月1日に始まる12カ月間

第2条(手続要覧、第247ページ)

第2条 名称(1つを選択する)

本会の名称は、ロータリー・クラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

または

□ 本会の名称は、ロータリーEクラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

(a) 本会の衛星クラブ(該当する場合)の名称は、ロータリー衛星クラブ
(ロータリー・クラブの衛星クラブ)とする。

第6条(手続要覧、第249ページ)

□ 第6条 会合

第2節 — 年次総会。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

(a) 衛星クラブ(該当する場合)も、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12月31日までに年次総会を開催するものとする。

第3節 — 衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(b)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(c)に列記されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

第7条(手続要覧、第250ページ)

第7条 会員身分

第5節 — 衛星クラブの会員。衛星クラブの会員はスポンサー・クラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリー・クラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第56節 — 二重会員。同時に、本クラブと本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

第9条(手続要覧、第251～252ページ)

第9条 出席

(第1節の序文の段落のいずれかを選択する)

□ **第1節 — 一般規定。**各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

または

□ **第1節 — 一般規定(Eクラブ)。**各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイト¹に例会が掲載されてから1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブ、他のロータリー・クラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または
 - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
 - (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
 - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
 - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
 - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

第10条(手続要覧、第253ページ)

第10条 理事および役員

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、および副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよい。クラブ役員が定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営(該当する場合)。衛星クラブは、スポンサー・クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

- (a) 衛星クラブの監督。スポンサー・クラブは、スポンサー・クラブの理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする
- (b) 衛星クラブの理事会。衛星クラブの日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4~6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chairman)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計である。衛星クラブ理事会は、スポンサー・クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。スポンサー・クラブ内またはスポンサー・クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、スポンサー・クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、スポンサー・クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、スポンサー・クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第12条(手続要覧、第254ページ)

第12条 会員身分の存続

第4節 — 終結 - 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含め、クラブまたは衛星クラブの例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。

(本文終わり)

採択制定案 13-43*

仕事をしたことがない人または仕事を中断している人を正会員として認める件

国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧、第 179～180 ページ)。

第 5 条 会員

第 2 節 — クラブの構成。

- (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および(または)地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。
- (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者(パートナー)、法人役員、支配人のいずれかであること。または、
 - (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、
 - (3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。または、
 - (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの綱領への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、
 - (5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、
 - (6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことがない人であること。

(本文終わり)

採択制定案 13-48

会員の終結に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 254 ページ)。

第 12 条 会員身分の存続

第 5 節 — 他の原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目

的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリー・クラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。

(本文終わり)

採択制定案 13-49

移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第188ページ)。

第4条 クラブの会員身分

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、~~この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということ~~でなければならない。本節の下に正会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げるものであってはならない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金は一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求することが奨励される。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

さらに、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第249ページ)。

第7条 会員身分

第4節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

- (a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、~~被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということ~~でなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員

または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求することができる。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員として入会するには、本節の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

(本文終わり)

採択制定案 13-51*

移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 188 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げるものであってはならない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金は一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求すべきである ~~することが奨励される~~。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員として入会するには、本節の下に、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。

さらに、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 249 ページ)。

第 7 条 会員身分

第 4 節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

- (a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理

由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求すべきであるすることができる。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。

(本文終わり)

採択制定案 13-52*

移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 250 ページ)。

第 7 条 会員身分

第 4 節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

- (b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から 30 日以内にそのような文書を提供しなかった場合、当該会員は本クラブに対して債務を負っていないと見なされるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-53

名誉会員が RI 徽章を着用するのを認める件

国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧、第 183 ページ)。

第 13 条 会員の称号と徽章

第 1 節 — 正会員。クラブの各正会員はロータリアンとして認められ、RI の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第 2 節 — 名誉会員。クラブの各名誉会員は、名誉ロータリアンとして認められ、クラブの名誉会員としての身分を持っている間は、RI の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-54

各地区における E クラブの制限数をなくす件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 2 条(手続要覧、第 185 ページ)

第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

2.010. RI への加盟申請

クラブの RI への加盟申請書は理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力を生ずる。

2.010.1. E クラブ

理事会は、各 E クラブを地区に割り当てるものとする。~~1 つの地区に存在する E クラブは 2 つまでとする。~~

第 15 条(手続要覧、第 228 ページ)

第 15 条 地区

15.010. 創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、~~1 地区に 2 つを上回る E クラブが存在しない限り、境界に関わりなく~~いかなる地区にも E クラブを割り当てることができる。理事会は、クラブ数が 33 未満あるいはロータリアンの数が 1,200 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が 33 以上あるいはロータリアンの数が 1,200 名以上のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案され

ている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。

15.010.1. 同一地域内のクラブ

同一の市、区、自治体地域または都市部に数クラブが存在する場合、この数クラブの過半数の承認なしに、これらのクラブが異なる地区に編入されることはないものとする。同一地域にあるクラブは、~~E~~クラブを除き、同一地区に編入される権利を有する。このような権利は、前述のクラブの過半数が理事会に申請することによって、行使できる。理事会は、このような申請を受理後、この共存するクラブを2年以内に同一地区に編入するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-58*

「地区協議会」という言葉を「地区研修・協議会」(仮訳)に変更する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 228～233 ページ)。

第 15 条 地区

15.020. 地区協議会地区研修・協議会

多地区合同で開催することもできる地区協議会地区研修・協議会は、必要な技能、知識および意欲を持つロータリー・クラブの指導者を育成し、会員基盤を維持、および(または)増強し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じてロータリー財団を支援するために、なるべく3月、4月、5月のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。ガバナー・エレクトが地区協議会地区研修・協議会に対し責任を持つものとする。地区協議会地区研修・協議会は、ガバナー・エレクトの指示および監督の下に、計画、実施されるものとする。特別な事情があれば理事会は、ここに定める時期以外の時期に地区協議会地区研修・協議会を開催することを認可できる。地区協議会地区研修・協議会に出席を要請されるのは、次期クラブ会長と次年度に重要な指導者の役割を務めるために次期会長により指名されたクラブの会員である。

15.040. 地区大会

15.040.1. 時と場所

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、地区協議会地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないように

するものとする。RI 理事会は、2 つ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる。

15.060. 地区の財務

15.060.2. 地区賦課金の承認

地区資金は、地区内クラブの会員に均一の賦課金を割り当てるという方式によって、調達されるものとする。1 人当たりの賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- (a) 地区協議会地区研修・協議会に出席した次期クラブ会長の 4 分の 3 の承認。ただし、会長エレクトが標準クラブ定款の第 10 条第 5 節の (c) 項に従ってガバナー・エレクトによって地区協議会地区研修・協議会への出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わってあるいは地区の裁量で、投票する権利を有するものとする

15.090. ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う RI の役員である。ガバナーは地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの綱領を推進する任務を課せられている。ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すべきである。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任および次期地区指導者と協力して、地区内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、地区内において次の事項の責務を負うものとする。

- (f) 地区大会を計画、主宰すること。会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナー・エレクトに協力すること。

15.120. 地区の郵便投票

細則に明記する諸決定や選挙は地区大会または地区協議会地区研修・協議会で行うものではあるが、地区内のクラブが郵便投票を通じて行うこともできる。この郵便投票は、第 13.040.節の手續にできる限り沿った方式で行うものとする。

さらに、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する。

第 9 条(手續要覧、第 251 ページ)

第 9 条 出席

(第 1 節の序文の段落のいずれかを選択する)

第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに

出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

または

□ **第 1 節 — 一般規定(E クラブ)**。各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイト~~に~~例会が掲載されてから 1 週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

- (a) 例会の前後 14 日間。例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、

および第 10 条(手続要覧、第 253 ページ)

第 10 条 理事および役員

第 5 節 — 役員~~の選挙~~。

- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会地区研修・協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長

エレクト研修セミナーおよび地区協議会地区研修・協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-62

地区大会の投票手続を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 230 ページ)。

第 15 条 地区

15.050. 地区大会での投票

15.050.2. 地区大会の投票手続

地区大会に出席しているクラブの瑕疵なき会員は、ガバナー・ノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員の選出、ガバナー指名委員会の構成および職務権限ならびに規定審議会の地区クラブ代表議員および補欠議員の選挙、地区の 1 人当りの賦課金の額の決定を除き、地区大会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。しかし、選挙人は、誰でも大会に提出されたいかなる案件についても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行うことができるものとする。ガバナー・ノミニーを選ぶの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙、ガバナー指名委員会の構成および職務権限、規定審議会の地区クラブ代表議員および補欠議員の選挙のために投票をする際に、2 票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。候補者が 3 名以上おり、単一移譲式投票を必要とする、または用いる投票の場合、2 票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-69

第五奉仕部門を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧、第 248 ページ)。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的小よび実際的小な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業小よび専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である新世代青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト小よび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(本文終わり)

採択制定案 13-71

ロータリー財団管理委員の空席を充填する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 244 ページ)。

第 22 条 ロータリー財団

22.020. 管理委員会

会長エレクトが推薦し、理事会が選出した 15 名の管理委員がいなければならない。各管理委員は就任する前の年度に選出される。管理委員のうち 4 名は、RI の元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

22.020.1. 管理委員の空席

管理委員に空席が生じた場合、残存期間を埋める新しい管理委員を会長が指名し、理事会が選出するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-76*

会長指名委員会委員の資格要件を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 211～212 ページ)。

第 11 条 会長の指名と選挙

11.020. 会長指名委員会

11.020.5. 資格要件

この指名委員会の委員はいずれも RI の元理事でなければならない。また、委員会委員の候補者は、選挙の時点において、元理事でなければならない。ただし、指名委員会の委員として選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られない場合は、この限りでない。このような場合、元ガバナーであっても、本細則第 16.010.節、第 16.020.節、および第 16.030.節に規定する委員会の委員またはロータリー財団管理委員を少なくとも 1 年以上務めたことのある者であれば、選挙または任命することができるものとする。会長指名委員会委員を務める意思のある候補者が 2 名までしかいない場合を除き、いかなるロータリアンも、3 回を超えてこの委員会の委員を務めないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-81*

理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 218 ページ)。

第 12 条 理事の指名と選挙

12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成

指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブ

によって各地区から1名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める時点でパスト・ガバナーでなければならない。このような委員は、委員を務める前の3年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出席していなければならない。ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部または全部を免除することができる(この決議は次回の指名委員会のみ適用されるものとする)。委員は1年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委員を2回務めたロータリアンは、再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-86

ガバナーの任務を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第232～233ページ)。

第15条 地区

15.090. ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員である。ガバナーは地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの綱領を推進する任務を課せられている。ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すべきである。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任および次期地区指導者と協力して、地区内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、地区内において次の事項の責務を負うものとする。

- (g) 年度を通じて個々のクラブの例会あるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下の目的を果たすため、できる限りガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶ。
 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 3. ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させる。

4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は、特にこれを行う。
5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。

(本文終わり)

採択制定案 13-90*

「ガバナー・ノミニー・デジグネート(governor-designate designate)」の肩書を新設する件
国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 222 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.010. ガバナー・ノミニーの選出

地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前 24 カ月以上 36 カ月以内に選出するものとする。選出されたロータリアンは、「ガバナー・ノミニー・デジグネート」という肩書を担い、ガバナーに就任する 2 年前の 7 月 1 日にガバナー・ノミニーの肩書を担うものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限を有するものとする。ガバナー・ノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー一年度の直前ロータリー一年度で開催される RI 国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナー・エレクトとして 1 年の任期を務めてから、選挙後の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-93

郵便投票に関する手続き規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 225 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.040. 郵便投票の書式

ガバナーは、理事会の定める各クラブに一枚の投票用紙を準備する。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を記す。次にクラブからガバナーが受け取った候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候補者が 3 名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、その際、投票委員会の全委員が署名した投票用紙にクラブの投票を記入した上、ガバナーのもとに届くよう返送することを要する旨の指示を添付して各クラブに対して 1 部郵送しなければ

ならない。投票用紙は、ガバナーの定める期限までに返送しなければならない。その期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から 15 日以上 30 日以内の間に定めることを要する。各投票用紙はそれぞれ1票を表すものとする。~~ガバナーは、クラブが権利を有する票数に相当する数の投票用紙を各クラブへ送るものとする。~~

(本文終わり)

採択制定案 13-95

地区大会におけるガバナー選挙の規定を改正する件

13.020.13. 地区大会において投票でガバナー・ノミニーを選ぶ場合

地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。2 票以上の投票権を有するクラブの票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべて同じ候補者に投じられるものとする。各クラブは、そのクラブのすべての票を投じる選挙人を一人指定するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-98*

対抗候補者の支持に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 224 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.9. 対抗候補者の支持

前記のように対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI 所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗を支持するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗者を支持する場合は、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の少なくとも他の 5 つのクラブ(当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過しているクラブ)、もしくは当該年度初めにおけるクラブ(当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過しているクラブ)総数の 10 パーセントの、いずれか多い方の数の支持を得た対抗候補者で、クラブの決議書がガバ

ナーによって定められた通り、クラブ細則に従いクラブ例会で採択されたものである場合のみが有効とみなされる。クラブは、対抗候補者を1名のみ支持するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-100*

ガバナーの空席に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 195 ページ)。

第 6 条 役員

6.120. ガバナーの空席

6.120.3. 地区の権限

ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。

(本文終わり)

採択制定案 13-101

地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 210 ページ)。

第 10 条 役員 の 指 名 と 選 挙 一 般 規 定

10.070. 選挙審査手続

10.070.3. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て

細則あるいは標準クラブ定款の規定にかかわらず、以下を定めるものとする。

- (a) 地区の選出したガバナー・ノミーニについて、過去5年以内に、第 10.070.1.項に基づく不服申し立てが2件以上あり、RI 理事会が過去5年以内に2件以上の不服申し立てを支持し、RI 細則あるいは選挙への申し立て手順に違反するとみなすに十分な理由がある場合、理事会は次の措置を取ることができる。

1. ノミーニと一部またはすべての候補者を失格とし、地区内のクラブに所属する元ガバナー1名をガバナーとして選出する。

2. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行ったガバナー、ガバナー・エレクト、あるいはガバナー・ノミネーを解任する。
 3. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った現 RI 役員または元 RI 役員は、現 RI 役員または元 RI 役員とみなされなくなるものとする。
- (b) 地区の選出したガバナー・ノミネーについて、過去 5 年以内に、3 件以上の不服申し立てが出ており、RI 理事会が過去 5 年以内に 3 件以上の不服申し立てを支持した場合、理事会は当該地区を解散し、各クラブを近隣地区に割り当てることができる。第 15.010.節の規定は本項に適用されないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-102*

選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 211 ページ)。

第 10 条 役員 の 指 名 と 選 挙 一 般 規 定

10.070. 選挙審査手続

10.070.5. 選挙審査手続の完了

- (a) ロータリアンとクラブは、選挙によって役職に選任される権利を主張し、または RI 選挙結果に異議を唱える唯一の方法として、細則に定める選挙審査手続に従う義務がある。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は、当該役職に選挙される資格を失い、将来、理事会により定められた期間、RI におけるいかなる役職の候補者ともなる資格を失うものとする。
- (b) 理事会は、選挙審査手続に従うことかつ完了することを怠ったクラブを、機能していないクラブとみなし、適切な措置を取ることができる。

(本文終わり)

採択制定案 13-103

試験的プロジェクトに参加できるクラブの数を 200 から 1,000 に増やす件

国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧、第 180 ページ)。

第5条 会員

第4節 — 例外。本定款もしくはRI細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がRI定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブは、2001,000クラブまでとする。このような試験的プロジェクトの実施期間は、6年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した後、RIに加盟または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款としなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 13-104

Eクラブの所在地に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第185ページ)。

第2条 国際ロータリーの加盟会員

2.030. Eクラブの所在地

Eクラブの所在地は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りとするものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-106*

然るべき理由がある場合のクラブの懲戒に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第187ページ)。

第3条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または除名する理事会の権限

3.030.5. 然るべき理由による懲戒

理事会は、然るべき理由がある場合には、クラブを懲戒処分にすることができる。ただし、問責書およびこれに関する聴聞の時と場所の通知が、聴聞の行われる少なくとも30日前までに、そのクラブの会長および幹事に郵送されていなければならない。聴聞会には、当該地区のガバナー、またはそのガバナーにより選ばれたパスト・ガバナーが、地

区が費用を負担して出席することができる。そのクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。聴聞を行った後、理事会全員の多数決をもって、クラブを懲戒もしくは加盟資格停止処分に付すか、または、全会一致をもって、クラブを除名することができる。

(本文終わり)

採択制定案 13-109

地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 228 ページ)。

第 15 条 地区

15.010. 創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、1 地区に 2 つを上回る E クラブが存在しない限り、境界に関わりなくいかなる地区にも E クラブを割り当てることができる。理事会は、クラブ数が 33 未満あるいはロータリアンの数が 1,2001,100 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が 33 以上あるいはロータリアンの数が 1,2001,100 名以上のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-111

新しい地区を援助する手続を規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 228 ページ)。

第 15 条 地区

15.010.創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、1 地区に 2 つを上回る E クラブが存在しない限り、境界に関わりなくいかなる地区にも E クラブを割り当てることができる。理事会は、クラブ数が 33 未満あるいはロータリアンの数が 1,200 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が 33 以上あるいはロータリアンの数が 1,200 名以上のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手續を規定するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-112

運営審査委員会の責務内容を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手續要覧、第 236 ページ)。

第 16 条 委員会

16.120. 運営審査委員会

理事会は、6 名の委員から成る運営審査委員会を設置するものとする。各委員は、6 年を超えない任期を 1 期務める。常時 6 名から成る委員会構成にするために、隔年に毎年 2 名の委員を任命する。委員は、元会長または現理事、ロータリー財団管理委員であってはならない。経営、指導力育成、財務管理に経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長または RI 理事会、または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知後、年に 3 回まで会合を開くものとする。また、会長あるいは RI 理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査委員会は、RI 財務報告、外部監査、内部の会計検査制度、内部監査などを含む(ただしこれだけに限定されるものではない)すべての財務事項を審査することができる。また、理事会または会長によって必要とみなされた場合には、運営、管理手續、経営基準、その他必要に応じて運営上および財務上の事項の有効性と効率性など(ただしこれだけに限定されるものではない)の運営事項を審査するものとする。

ることができる。本委員会は、理事会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会の定める、本節の規定と矛盾しない、職務権限の下に任務を遂行するものとする。運営審査委員会は、理事会総会に直接報告するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-113*

RI 長期計画委員会の責務内容を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 235 ページ)。

第 16 条 委員会

16.100. 長期計画委員会

理事会は、6 名から成る長期計画委員会を任命するものとする。そのうち 4 名の委員は 6 年任期を 1 期務め、3 年毎に 2 名ずつ任命されるものとする。残りの 2 名は理事会のメンバーとし、毎年任命されるものとする。委員は、元会長または現任のロータリー財団管理委員であってはならない。長期計画の立案、RI プログラムと活動、および財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、または RI 理事会または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知の上、毎年 1 回会合を開くものとする。ただし、会長あるいは RI 理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所において、通知の上、その年度を通じさらに 1 回以上の追加の会合を開くことができる。長期計画委員会は、理事会による検討のために長期計画案を作成し、推奨し、また修正するものとする。任務の遂行にあたっては、長期計画を見直し、理事会に勧告を行うために、少なくとも 3 年に一度はロータリアンとロータリー・クラブを対象に調査を行うものとする。さらに、次年度のプログラムが長期計画と一貫しているかどうかを判断するために、プログラムについて会長エレクトと検討、協議し、また理事会が指定するその他の任務を遂行するものとする。長期計画委員会は、近い将来に拡張される可能性のある国々も含め、各大陸におけるロータリアン候補者の人口の変化に関する調査を考慮に入れることによって、こうした変化が各ゾーンの会員組織に及ぼす影響を予測するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-114

RI 戦略計画の監督を含めるために理事会の権限に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 190～191 ページ)。

第5条 理事会

5.010. 理事会の任務

理事会は、RIの目的の推進、ロータリーの綱領の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理および組織の特質の保存、ならびにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。RI定款の第3条の目的を果たすため、理事会は戦略計画を採択するものとする。理事会は、各ゾーンでのRI戦略計画の実行を監督するものとする。理事会は、規定審議会の各会合で長期計画の進捗について報告しなければならない。

5.040. 理事会の権限

5.040.3. RI戦略計画実行の監督

各理事は、自分が選出されたゾーンおよび交互に理事が選出されるもう一方のゾーンにおけるRI戦略計画の実行を監督する。

(本文終わり)

採択制定案 13-119

印刷されたロータリー雑誌を受け取るか、インターネットを通じて受信するかの
選択肢を、米国およびカナダ以外の国のクラブに与える件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第243ページ)。

第20条 機関雑誌

20.030. 雑誌の購読

20.030.1. 購読義務

米国およびカナダ以外のクラブならびにEクラブの各会員が、RIの機関雑誌またはRIの理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者とならなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。本人が会員である限り、その購読を続けなければならない。各会員は、郵送で送られる印刷版か、インターネットを通じた電子版のいずれかの選択肢を選べるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-120

旅行経費の支払いに関する方針を RI 細則から削除する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 240 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.090. 旅行

RI またはロータリー財団の経費で旅行をする人にはすべて、~~役職(元あるいは現職)または旅行の目的を問わず(ただし、元会長、会長、会長エレクト、理事、ロータリー財団管理委員長と管理委員、事務総長、およびこれらの配偶者・パートナーを除く)、RI またはロータリー財団のその旅行の目的を満たす、入手可能なエコミークラスの航空券が発券されるか、またはその経費が支払われるものとする。個人的な必要性を満たすために旅程に加えられる変更はすべて、旅行者自身の費用において行われるものとする。会長、会長エレクト、ロータリー財団管理委員長、事務総長、およびこれらの配偶者・パートナーは、その任期中、入手し得る限りでビジネスクラスまたはファーストクラスのうち高い方のクラスで旅行し、その後は入手し得る限りでビジネスクラスまたはエコミークラスのうち高い方で旅行をするものとする。現職の理事または管理委員は、その任期中、入手し得る限りで最も廉価なビジネスクラスまたはファーストクラスで旅行をするものとする。~~

(本文終わり)

採択制定案 13-126

人頭分担金を増額する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 237 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.030. 会費

17.030.1. 人頭分担金

各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払うものとする。~~2010-11 年度には半年ごとに米貨 25 ドル、2011-2012 年度には半年ごとに米貨 25 ドル 50 セント、2012-2013 年度には半年毎に米貨 26 ドル、2013-2014 年度には半年ごとに米貨 26 ドル 50 セント、2014-15 年度には半年ごとに米貨 27 ドル、2015-16 年度には半年ごとに米貨 27 ドル 50 セント、2016-17 年度以降には半年ごとに米貨 26 ドル 50 セント 28 ドル。~~ただし、各クラブは半年ごとに、~~2010-11 年度に米貨 250 ドル、2011-2012 年度に最低米貨 255 ドル、2012-2013 年度に最低米貨 260 ドル、2013-2014~~

年度に最低米貨 265ドル、2014-15 年度に最低米貨 270ドル、2015-16 年度に最低米貨 275ドル、2016-17 年度以降に最低米貨 ~~265ドル~~280ドルを RI に支払うものとする。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-128

各クラブが支払う半期人頭分担金の最低額をなくす件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 237 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.030. 会費

17.030.1. 人頭分担金

各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払うものとする。~~2010-11 年度には半年ごとに米貨 25ドル、2011-2012 年度には半年ごとに米貨 25ドル 50 セント、2012-2013 年度には半年毎に米貨 26ドル、2013-2014 年度以降には半年ごとに米貨 26ドル 50 セント。ただし、各クラブは半年ごとに、2010-11 年度に米貨 250ドル、2011-2012 年度に最低米貨 255ドル、2012-2013 年度に最低米貨 260ドル、2013-2014 年度以降に最低米貨 265ドルを RI に支払うものとする。~~人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

17.030.2. 追加会費

各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨 1ドル、または次回に予定されている審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額を RI に支払わなければならない。会員数が 10 名に満たないクラブは、10 名分に相当する額の追加会費を支払わなければならない。~~クラブが RI に支払うべき会費の最低額はないものとする。~~臨時審議会会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ早い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に充てるために別個の資金として取っておくものとする。その方法については理事会が定めるものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-130

自然災害のため人頭分担金支払いを減免または猶予する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 237 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.030. 会費

17.030.3. 会費の返還または減免

理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。所在地域が自然災害または同類の災害により重大な被害を受けたクラブから要請があった場合、理事会は、そのクラブの人頭分担金を減免するか、支払いの猶予を認めることができる。

(本文終わり)

採択制定案 13-134

RIBI の納入する人頭分担金を改定し、
RI の使途不指定の純資産への RIBI の拠出を廃止する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 237～238 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.030. 会費

17.030.4. RIBI の支払う会費

RIBI 内の各クラブは、RI の代行者としての、RIBI を通じて第 17.030.1 項の規定する人頭分担金を RI に支払わなければならない。各半期に、RIBI 内のクラブから、第 17.030.1 項の規定に従って支払われる人頭分担金のうち、RI によって保有される部分の総額は、RI が年間 RIBI 内のクラブのために支出する金額の半分を下回ってはならない。クラブが支払った人頭分担金の残りは、RIBI 内に配分され、保有されるものとする。RIBI は、第 17.030.1 項に従って決定された RI 人頭分担金の半分以上を保有し、その残りを RI に送金するものとする。

17.030.5. RI の保有するパーセンテージ

半年ごとに RIBI 内クラブによって支払われる、第 17.030.4 項の規定する人頭分担金のうち RI によって保有される額は、毎年理事会によって決定され、次年度クラブによって支払われる人頭分担金に適用されるものとする。理事会は、RIBI 内のクラブに代わって RI が前年度支出した金額に基づいて、RI の保有額を決定するものとする。この金額

には、ロータリーのプログラムを世界的に推進するための RI の一般運営費の比例分担額が含まれる。このように決定された金額に、RI の使途不指定の純資産への拠出金として ~~2010-2011 年度には半年ごとに米貨 1 ドル 25 セント、2011-2012 年度には半年ごとに米貨 1 ドル 50 セント、2012-2013 年度には半年ごとに米貨 1 ドル 75 セント、2013-2014 年度以降には半年ごとに米貨 2 ドルを加えるものとする。~~この加算額は、直前の年度の経験、現況、予測しうる将来の情勢を考慮して少なくとも 6 年ごとに検討を加え、増額、現状維持、減額を決めるものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

採択制定案 13-136

RI の地域大会に関する規定を削除する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 10 条(手続要覧、第 210 ページ)

第 10 条 役員 の 指 名 と 選 挙 一 般 規 定

10.070. 選挙審査手続

10.070.1 不服申し立て

RI 被選役職の選出手続きまたは RI 選挙の結果について疑いがある、という申し立ては、クラブが書面で申し立てない限り考慮されないものとする。この申し立ては、少なくとも他の五つのクラブまたは RI 現役員の同意を得なければならない。すべての申し立ては、投票結果の発表後 21 日以内に証拠書類を添えて事務総長に提出するものとする。違反したとの十分な証拠が存在する場合、~~地区、またはゾーン、地域の~~会合における会長代理も申し立てを開始できる。この代理はその証拠を事務総長に回付するものとする。事務総長は、公表されている理事会手続に従って、申し立てについて決定を下すものとする。

および第 19 条(手続要覧、第 241～242 ページ)

第 19 条 その他の会合

19.030. RI の地域大会

~~理事会は、クラブ会員の地域大会を招集することができる。理事会は、地域大会に参加するクラブを指定するものとする。理事会はまた大会の招集方法、その組織と運営およびその手続規則を含むその他の詳細について定めなければならない。~~

19.030.1. 開催地

~~RIの準備する地域大会または研究会は、全ロータリアンが、国籍、人種または宗教にかかわらず、その開催予定地に現実に行くことができる、という書面による保証を理事会が、ホスト国の政府または他の関係当局から得られなかったなら、開催されないものとする。~~

19.030.2. 目的

~~地域大会の目的は、地域内のクラブ会員間が知り合いを広め、理解を推進し、意見を交換し、また、ロータリーの綱領の範囲内の議題について話し合う場を提供することである。~~

19.030.3. 理事会への決議

~~ロータリーの目的に合致する範囲内で、地域大会は理事会に対する提案として決議を採択することができる。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

採択制定案 13-138

地区決議会合を含めるためにクラブ提出の立法案の地区による承認と
地区大会での投票について改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 196 ページ)。

第 7 条 立法手続

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

クラブの立法案は必ず地区大会、地区決議会合、または RIBI 地区審議会において、地区内のクラブの承認受けなければならない。地区大会、地区決議会合、または RIBI 地区審議会に立法案を提出する時間的余がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもきる。この郵便投票は、第 13.040.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事総長に送達される立法案には、地区大会や地区決議会合や RIBI 地区審議会での審議、または、郵便投の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。いなか地区も、1 回の審議会につき 5 件より多くの立法案を提案もしくは承認すべきではない。

および、第 15 条(手続要覧、第 229～230 ページ)。

第 15 条 地区

15.040. 地区大会および地区決議会合

15.040.1. 時と場所

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、地区協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないようにするものとする。RI 理事会は、2 つ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる。また、地区はガバナーが決定した時と場所で地区決議会合を開催することができ、その場合は、21 日前までに地区内のすべてのクラブに明確な通知をする。

15.040.3. 地区大会および地区決議会合の決定

地区大会および地区決議会合はその地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。ただしこのような勧告は、定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と理念に沿うものでなければならない。各地区大会および地区決議会合は、理事会が当該大会の審議に付したすべての事項を審議、決定するものとし、また、これに関する決議を採択することができる。

15.050. 地区大会および地区決議会合での決定

15.050.1. 選挙人

地区内の各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次大会または地区決議会合に送るものとする。会員数が 25 名以上のクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を持つ資格を有する、というようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が 1 票を投じるためには地区大会または地区決議会合に出席しなければならない。

15.050.2. 地区大会および地区決議会合の投票手続

地区大会または地区決議会合に出席しているクラブの瑕疵なき会員は、ガバナー・ミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員、ガバナー指名委員会の構成および職務権限ならびに規定審議会の地区クラブ代表議員の選挙、地区の 1 人当りの賦課金の額の決定を除き、地区大会または地区決議会合に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。しかし、選挙人は、誰でも大会または地区決

議会合に提出されたいかなる案件についても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行うことができるものとする。ガバナー・ノミニーを選ぶために投票をする際に、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者に投じるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-141

欠陥のある立法案の定義を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第196～197ページ)。

第7条 立法手続

7.037. 正規の手続で提出された立法案

7.037.2. 欠陥のある立法案

次の場合、立法案は欠陥があると見なされる。

- (a) 意味の矛盾しているところが二つ以上ある場合。
- (b) 組織規定の関係個所をすべて改正していない場合。
- (c) その採択が法令に反する場合。
- (d) 決議の形式をとっているが、(i)組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合、または(ii)理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある管理運営的措置を要求あるいは要請する場合。
- (e) RI細則またはRI定款に抵触するような方法で標準ロータリー・クラブ定款を改正する場合、またはRI定款に抵触するような方法でRI細則を改正する場合。
- (f) 管理または施行が不可能な場合。

(本文終わり)

採択制定案 13-149

審議会代表議員の指名手続を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第201ページ)。

第8条 規定審議会

8.060. 地区大会における代表議員選挙

8.060.2. 指名

地区内のクラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を代表議員に指名することができる。クラブは、その指名を文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この指名文書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。2票以上の票を有するクラブのすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。同じ候補者に投じられなかった場合、そのようなクラブの投票は無効票とみなされるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-150

審議会代表議員の選出手続を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第201ページ)。

第8条 規定審議会

8.060. 地区大会における代表議員選挙

8.060.4. 代表議員の候補者が1名のみ

地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。ガバナーはまた、地区内クラブの会員である資格あるロータリアンを、補欠議員として任命するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 13-153

新しい種類の会員(準会員)の導入を提案するための立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するようRI理事会に要請する件

国際ロータリーは新しい会員の種類である「準会員」の導入に関して、試験的プログラムを実施している。

世界的に見て、ロータリー・クラブの会員数は減少している。新しい会員種類は入会希望者にとって魅力的なものとなり、会員が増え、ロータリー・クラブの引き続きの成長を支援することになると思われる。RI 理事会は 2011-14 年度試験的プログラムを承認し、その中で準会員も試験的に導入することを決定した。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、2014 年 6 月 30 日までに試験的プログラムを完了し、国際ロータリーが新たな方法で会員基盤の成長を図れるよう、次回の規定審議会に「準会員」という会員種類を導入するための立法案を提出することを検討するものとする。

1. 準会員は、通常のクラブ会費の半額を会費として納める。準会員には投票権はなく、クラブ理事会でいかなる役職も務めることはできない。
2. 準会員としての期間は、計 2 年間とする。
3. 準会員が参加すべきクラブ活動の数については、クラブが決定するものとする。
4. 準会員の数は、クラブの総ロータリアン数の 25% を超えてはならない。
5. 現・元ロータリアンは、クラブの準会員となることができない。

(本文終わり)

採択決議案 13-157

ロータリーの綱領の第 2 項に掲げる職業に関する既定を真摯に受け止め、ロータリアンの職業奉仕の指針として奨励するよう RI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリーの綱領の第 2 項に掲げる職業に関する既定を真摯に受け止め、ロータリアンの職業奉仕の指針として奨励することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 13-166

国際奉仕の分野に平和と紛争解決の活動を加えることを検討するよう RI 理事会に要請する件

クラブとロータリアンは、その普遍的責務として、地域間の相互親善と理解を推進することを明確にするのが重要である。

ロータリー以外の機関や団体が実施している類似した奉仕活動に関心のない会員の活動の幅を広げることが必要である。

効果的な国際奉仕を実施するには、ロータリーの国際的な力を活用することが重要であるが、近年、ロータリアンは国際的プロジェクトにあまり多く参加しておらず、国際的な行事でもイニシアチブを発揮していない。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際奉仕の分野として、「平和と紛争解決の活動」を加えることを検討するものとする。

国際奉仕の分野

1. 世界社会奉仕プログラム
2. 国際的教育と文化交流活動
3. 特別な国際デーや国際週間・月間と催し
4. 国際的な会合
5. 平和と紛争解決に関する活動

(本文終わり)

採択決議案 13-167

RI 新世代奉仕デーを設立することを検討するよう RI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際ロータリー新世代奉仕デーを定めることを検討するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 13-168

ロータリー・リーダーシップ研究会を(RLI)を、RI 傘下の組織または RI の常設プログラムとして指定することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

ロータリー・リーダーシップ研究会(RLI)は、1992年、ロータリー・クラブのリーダーシップの強化、および新会員とクラブ・リーダーとなる見込みのある会員の研修と意欲乾季を目的として創設された。

「ロータリー・クラブの強化」は、新たに採択された RI 戦略計画の重要な要素である。

弱体ロータリー・クラブの問題として特定された要素の一つに、クラブ・リーダーとなる見込みのある会員に対する研修の欠如がある。

2004年規定審議会は、RLIをRIの試験的プログラムとするよう理事会に要請する決議を採択したが、理事会はこの決議を実施することを否決した。

2004年以來、RLIに関わっている地区の数は、飛躍的に増えている。

2011年1月時点で、RLIに参加している地区は259地区に上り、その範囲は146の国と地域および世界の全ロータリー・ゾーンの、それぞれ全域または一部に及んでいる。またRLIは、100名以上の委員から成るInternational Senior Leaders Advisory Board (国際シニア・リーダー諮問委員会)によって支持されている。

2006年に採択された、現RI章典の8.090.2項と8.090.4項は、クラブが、未来のクラブ・リーダーを育成することを目的に、会員のリーダーシップ・スキルを養うための指導者育成研修プランを立て、指導者育成セミナーを実施すべきであると想定している。推奨されているセミナーの議題は、現在、RLIに参加している世界中の地区が実施しているRLIセミナーに含まれている議題と同じである。2010年規定審議会で採択された決議案10-65号は、ロータリー・クラブの新会員に対する研修セミナーを実施するようガバナーに義務づけることを検討するよう、理事会に要請した。

RLIはこれまで、新会員とクラブ・リーダーとなる見込みのある会員に対して質の高い何千という研修セミナーを実施し、熱意ある優れたクラブ・リーダーとなる上でロータリアンに必要とされるロータリーの知識とリーダーシップ・スキルを養ってきた。

RLIは、地域単位で実施され、地区の同意に基づき、地区管理の下で、多地区合同プログラムと同じような方法で運営されている。

すべてのRLI活動は、RIに経費の負担をかけることなく実施されており、全世界のクラブと地区にとって非常に有益なものである。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー・リーダーシップ研究会(RLI)を、クラブか地区が個々に運営するもの、またはRI章典が規定している通りに多地区合同の奉仕活動として、RIに経費の負担をかけることなく、RIの公式傘下の組織とするか、RI常設プログラムとして指定することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 13-183

補助金の受領資格に関する指針の改正を検討するよう管理委員会に
要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリアンやクラブ、地区またはその他のロータリー関係職員や国際ロータリー職員の配偶者、直系卑属(血縁による子または孫、入籍している養子)、その配偶者、または、尊属(血縁による両親または祖父母)は、ロータリー財団の奨学金や補助金を受領する資格はないとするロータリー財団規定(ロータリー財団細則9.3)に対する例外を、災害で亡くなったロータリアンの家

族に認めることを検討するよう、ロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 13-200

一般剰余金の目標額の計算を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧、第 239 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.050. 予算

17.050.6. 収入見積額を超える支出:一般剰余金

第 17.050.4.項の規定にかかわらず、一般剰余金が、一般剰余金で賄われた支出と国際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く、直前までの過去 3 年間における年間支出最高額の 85 パーセントを超えた場合、いかなる時でも、理事会は、その 4 分の 3 の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、その支出によって一般剰余金はその 85 パーセント・レベルの 100 パーセントより減少してはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が 60 日以内に全 RI 役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

(本文終わり)

採択された立法案 当票数一覧表

審議会 番号	賛成票	反対票	合計 票数
13-01	311	174	485
13-02	285	211	496
13-03	カード表示により投票		
13-06	293	184	477
13-08	330	158	488
13-12*	340	165	505
13-14	381	128	509
13-22	415	96	511
13-23	337	132	469
13-27*	347	159	506
13-28	265	218	483
13-32*	370	130	500
13-43*	359	165	524
13-48	389	131	520
13-49	446	65	511
13-51*	260	258	518
13-52*	403	108	511
13-53	448	59	507
13-54	295	220	515
13-58*	288	226	514
13-62	317	177	494
13-69	308	205	513
13-71	カード表示により投票		
13-76*	366	149	515
13-81*	252	247	499
13-86	292	225	517
13-90*	306	197	503
13-93	448	64	512
13-95	261	245	506
13-98*	332	154	486

審議会 番号	賛成票	反対票	合計 票数
13-100*	306	209	515
13-101	331	166	497
13-102*	350	134	484
13-103	447	69	516
13-104	276	231	507
13-106*	426	90	516
13-109	288	229	517
13-111	323	191	514
13-112	469	47	516
13-113*	469	50	519
13-114	319	199	518
13-119	410	95	505
13-120	343	175	518
13-126	カード表示により投票		
13-128	264	244	508
13-130	348	156	504
13-134	378	120	498
13-136	462	41	503
13-138	カード表示により投票		
13-141	334	174	508
13-149	335	172	507
13-150	329	180	509
13-153	284	219	503
13-157	264	240	504
13-166	397	109	506
13-167	254	251	505
13-168	332	181	513
13-183	313	184	497
13-200	400	83	483

立法案 反対表明書式

反対する立法案 1 件につき 1 枚ずつ本書式を準備してください。クラブが 2 つ以上の採択立法案に対して反対票を投じたいと考える場合、この書式を複写してご使用ください。書式は、2013 年 8 月 23 日までにエバンストンの世界本部に必着となります。

- 1) **反対票を投じる立法案:** 本クラブは例会において、以下の 2013 年規定審議会決定に対して、反対票を投じることに合意しました。

13- _____

- 2) **クラブの票数:** 各クラブは少なくとも 1 票を投じる権利があります。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で、以下のように投票数を有するものとします。

<u>クラブの会員数</u>	<u>投票数</u>
1-37 名	1
38-62 名	2
63-87 名	3
88-112 名	4
...などのように続く	

私は、(名誉会員を除く)本クラブの 2013 年 1 月 1 日現在の会員数に基づく投票数が、以下の通りであることを、ここに証します。

_____ 票(上記参照)

日付: _____

会長: _____

署名

_____ 氏名(アルファベットで記入)

ロータリー・クラブ名: _____

地区番号: _____

送付先:

General Secretary
c/o Council Services Section
Rotary International
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois 60201 USA

本書式は 2013 年 8 月 23 日までに
エバンストン世界本部に必着となります。

ファックス: 1-847-556-2123

E メール: CouncilServices@rotary.org